

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

揖斐川町公営住宅有効活用計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県揖斐郡揖斐川町

3. 地域再生計画の区域

岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画区域の特性

揖斐川町は、岐阜県の最西端に位置し、北側は福井県、南側は不破郡、揖斐郡池田町、大野町、東側は本巣市、西側は滋賀県に接している。南西部から北西部にかけては、標高 1,100～1,300m前後の山々がそびえ、その山間を縫うように揖斐川、坂内川、根尾川、粕川などが流れている。山間部を流れる河川は揖斐川に注ぎ、根尾川は大野町南部で揖斐川に合流している。また、南東部は、濃尾平野の最北端に位置する平坦地となっており、市街地及び田園地帯を形成している。東西方向約 20 km、南北方向約 35 kmで、ほぼ南北に長い長方形を成し、総面積は 803.68 k m²で、町域の 93%を森林が占めている。

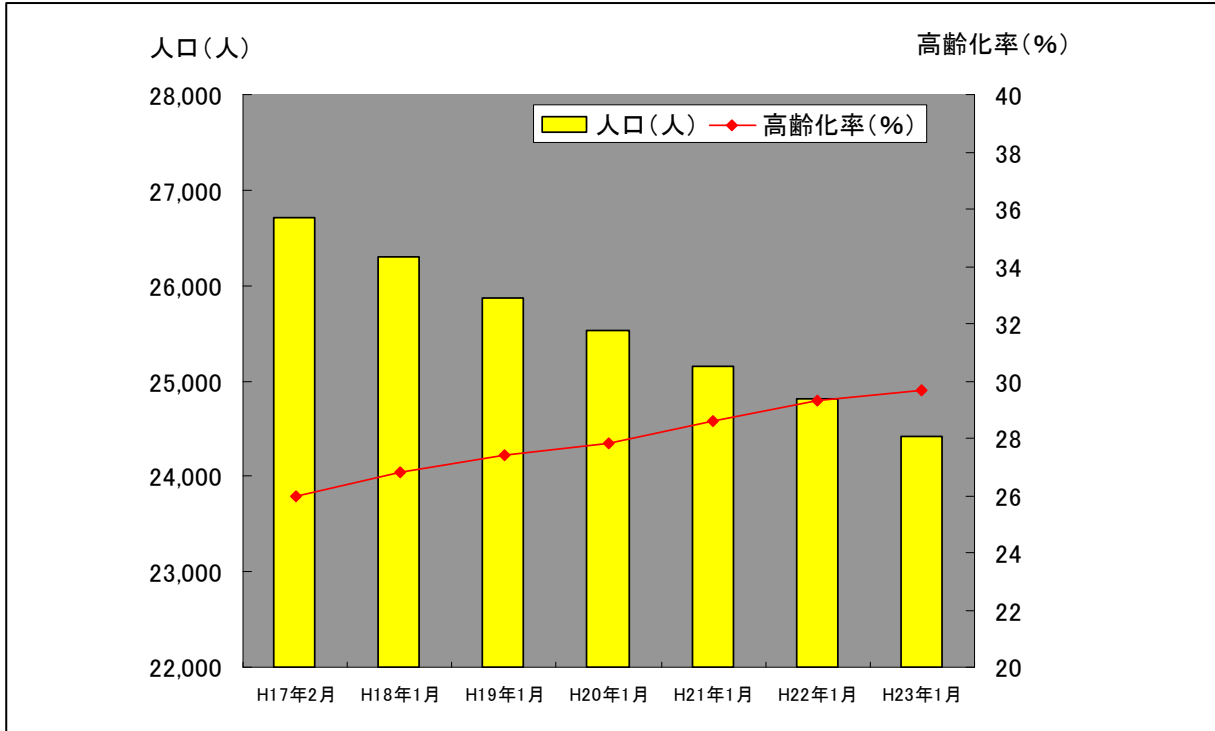
本町の歴史は古く縄文・弥生時代に遡ることができ、中世には現在の各集落の原型がほぼ完成していたことが分かる。その後明治、昭和の合併、分離を経て平成 17 年 1 月 31 日に旧揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村が合併して現在の揖斐川町が誕生した。

本町の人口は昭和 30 年から 40 年代初期までは減少時期にあり、昭和 43 年からは再び増加傾向を示してきたが、平成元年を境に減少傾向になっている。特に山間地域においては減少傾向が著しく、就労の場の不足や交通網の未整備が相まって若年層を中心とした人口流出が続き、これが出生数の減少と高齢者の増加を招くこととなった。

このようなことから、揖斐川町においては、若い世代の流出や少子高齢化の進展等により、平成 23 年 2 月 1 日現在の住民基本台帳人口で 24,375 人であり、平成 17 年 2 月 1 日現在の 26,711 人に対し、2,336 人の減少となっており、人口減少に歯止めがかからない状況にある。このため、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図る観点から、合併まちづくり計画及び第 1 次総合計画の将来像「自然と歴史が育むふれあいと活力のある健康文化都市」の実現に向けて、人口増加

や就労の場確保のために「少子化対策・定住化対策」を推進しているところである。

【人口及び高齢化率の推移】



(2) 地域再生計画の意義

揖斐川町の課題である人口減少や、就労の場確保の対策として、地域資源を活用した観光交流産業や健康産業の振興、少子化定住化対策など地域の活性化施策を展開し、魅力あるまちづくりを進めている。

しかし、近年の少子化定住化対策として、具体的には住宅を新築購入する者への支援が挙げられる。しかし、希望する立地条件を満たす土地が見つからない等の理由から、賃貸住宅を選択するケースが多く、その結果、民間賃貸住宅の需要が供給量を上回る事態が生じている。また、移住者だけでなく、結婚等で新たに住宅を必要とする地元の世帯からの民間賃貸住宅の需要が増加している。

一方、町内の公営住宅の一部では空家が発生し、今後は入居している世帯の高齢化によって、都市部に住む息子、娘と同居するため退去する者などがいることから、さらなる空家の発生が見込まれる。しかし、現状では、希望者が公営住宅を利用するには公営住宅法の一定の要件を満たす必要があるため、希望者がいるにもかかわらず、空家のまま放置される状況は今後も続く予想される。

そこで、入居資格要件を満たさない移住者や地元の新世帯に、今後見込まれる公営住宅の空家を一定期間提供することにより、安定した生活基盤づくりを支援

し、定住率の向上を図ることとしたい。このことが、「定住人口の増加」、「定住率の上昇」、「就労の場確保」、「住宅地域コミュニティ維持」につながり、揖斐川町全体の地域振興に寄与する。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

揖斐川町における移住・定住の施策及び公営住宅の空家解消策として、公営住宅本来の入居対象者の入居を阻害せず、かつ公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲において、公営住宅入居者以外の入居を一定期間可能にすることで、「定住人口の増加」、「定住率の上昇」、「就労の場確保」、「住宅地域コミュニティ維持」につなげ、地域の活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

支援措置の番号及び名称

(番号) A1202

(名称) 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化

(1) 公営住宅を住宅用途又は住宅以外の用途として目的外使用する理由及びその概要

揖斐川町は、地域振興に欠かせない移住・定住施策を行っているが、民間の賃貸住宅が少ない地域であるため、空家の有効活用が必要であるのと、住宅新築により、住宅需要に対応している。一方、公営住宅では、入居者の高齢化が進み、今後は空家が徐々に増加することが見込まれるが、その利用は、一定要件を満たす者に限られる。

そこで、当該公営住宅の応募倍率が1倍未満で、随時募集を行っても入居を希望する者が3ヶ月現れない場合には、本来の公営住宅入居要件を満たさない者に対し、公営住宅の一定期間目的外使用を可能とすることで、生活基盤の強化を促し、移住・定住を促進する。また、住宅地域コミュニティの維持や、過疎・高齢化に歯止めをかけ、地域活力の向上を目指す。

(2) 目的外使用に係る期間

目的外使用する期間は1年とする。ただし、公営住宅のストック（空き）状況等を勘案した上で、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、目的外使用を行う期間を更新する。

(3) 目的外使用する団地名、所在地、建設年度、団地総戸数、目的外使用戸数、補助金交付年度、当該団地に係る最近の応募倍率

団地名	さつき住宅	末福住宅	下村住宅	上平住宅	東横山住宅	村上住宅
所在地	揖斐川町 北方地内	揖斐川町 谷汲深坂地内	揖斐川町 西横山地内	揖斐川町 東横山地内	揖斐川町 東横山地内	揖斐川町 東横山地内
建設年度	S52～S53	S63	S59～H8	S56～H6	S56～H6	S62～H8
団地総戸数	34戸	3戸	3戸	33戸	7戸	6戸
目的外使用戸数	※全体で10戸を上限として使用					
補助金交付年度	S52～S53	S63	S59～H8	S56～H6	S56～H6	S62～H8
募集状況	※随時募集					

(4) 事業主体における過去3年間の応募倍率及び空家戸数

揖斐川町における過去3年間の応募状況及び空家戸数

年度	募集戸数	応募戸数	応募倍率	空家戸数
平成20年度	14戸	40戸	2.8倍	59戸
平成21年度	16戸	28戸	1.7倍	62戸
平成22年度	11戸	22戸	2.0倍	69戸

※平成22年度については、平成23年1月末時点の数値である。

※応募倍率は、随時募集を行っている団地を除いた倍率である。

※空家戸数については、各年度末の戸数となっており、政策空家を含むものとする。

(5) 目的外使用の使用料

近傍同種の住宅の家賃の範囲内で使用料を決定する。

(6) 入居者に対する目的外使用時の主な条件

使用条件は、公営住宅の本来入居者と同等とする。

(7) 目的外使用する団地の図面

別添添付

5-3 その他の事業

(1) その他の事業（基本方針に基づく支援措置に係らない事業）

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「揖斐川町公営住宅有効活用計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

○揖斐川町移住・定住施策「田舎暮らし」推進事業

地域の自然、文化、農林業等の田舎体験、移住実践者や地域住民との交流、宿泊体験をパッケージにした滞在期間別の田舎暮らし体験メニューを構築し、地域へのアクセスが比較的容易な県外からの都市部の住民を対象に、県内他地域の移住・定住対策のモデルとなる事業を実施する。

6. 計画期間

認定の日から平成32年度まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

毎年度末に入居率、人口の統計をとり、推移を評価する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし